

別紙 2

審査の結果の要旨

氏名 鎌倉哲史

「インターネット上では、悪いことをすればバレる」と追跡可能性を明示して、「匿名性に対する幻想」を解消することで子ども達の無責任な言動を抑制できる、とする主張があり、本論文で筆者はそれを「追跡明示効果説」と名付けた。こうした脅しに基づく教示は、情報教育や道德教育の観点から見て異質であるが、一方で「悪いことをすればバレる」というロジック自体は「自明性の由来」「真実性の検証」「価値の考察」といった学際的観点から検討した時、社会的には正当化され得る側面を持っている。しかし、仮に社会的な正当性があるとしても、そもそもインターネット上の追跡可能性に関する現在の我が国の子ども達の理解の内容と構造が「匿名性に対する幻想」で代表され得るのか、筆者は、本論文で何種かの詳細な調査を行って実証した。

本論文は、序章、第1章、第2章、第3章、第4章、第4章補論、第5章、第6章、そして終章から構成される。

まず序章において、筆者は、本研究を発想するに至った背景について述べ、さらに、教育心理学をベースとしながらも関連諸科学を参照しつつ学際的に考察し解明するという姿勢が明確に述べられた。

第1章では、同時代的な視点からコンピュータ、インターネット等の現状が紹介された。第1節では「現在」の情報環境におけるトレンドとしてのユビキタス、クラウド、ソーシャル化の流れが解説され、第2節ではこのような情報環境の変化に対応を迫られている情報教育の現状について解説された。これらは筆者の研究の根底にある問題意識である。

第2章において、筆者は、上記の情報環境・情報教育の「現状」を踏まえ、特に「インターネット上では悪いことをすればバレる」という追跡明示効果説に基づく情報教育の教示に焦点を当て、この教示に注目する必要性、その教示の有する問題、そして問題を有しつつもこの教示が教育現場で採用されがちな理由について、学際的な視点から考察した。そして、上記の教示をめぐる議論においては「子どもの視点」が欠けており、その解決のために、教育心理学における誤概念研究のアプローチが適すると判断した。

第3章では、筆者は、教育心理学における誤概念研究に焦点を当てて先行研

究をレビューした。誤概念研究の領域が誕生した背景、誤概念研究の初期から現在に至るまでの研究の歴史、そこから明らかになった誤概念の特徴、そして近年の誤概念研究の傾向などが紹介され、その上で、未知の誤概念の発掘の意義が確認された。

この第 3 章までは、筆者による先行研究のレビューと問題意識に関する議論であったのに対して、第 4 章からは、筆者が行った調査・研究の結果に基づく分析を展開した。まず第 1 節では上述の第 2 章と第 3 章の議論が統合され、情報の学習領域における誤概念研究の意義が示された。第 2 節では、先行研究において仮定した「匿名性に対する幻想」仮説の検証のための小学生を対象とした予備的質問紙調査の結果を報告し、さらに第 3 節では同じく小学生を対象としたインタビュー調査の結果から、インターネット上の追跡可能性に関する「子どもの視点」を探索的に検討した。その結果、筆者は、子ども達の考えが 4 層 7 種の構成要素によって記述できる可能性が示唆されたこと、また、「被追跡者が自ら公開しているプロフィール情報だけが追跡資源となる」という考えを持つ小学生が見出され、筆者はその考えを「プロフィール主義」と名付けた。

第 4 章には補論が付せられており、第 4 章の予備的質問紙調査に関して、「追跡可能性に関する意識と、ネットいじめ加担傾向の関連」という観点から分析した結果が報告される。

第 5 章では、筆者は、子ども達の追跡可能性推定値自体に焦点を当て、同時に第 4 章で残されていた課題を解消しつつ、得られた知見の一般化の可能性を高めることを目的とした。そのために、筆者は、小・中・高・大学生を対象として実施された質問紙調査の結果を述べた。その結果から、追跡可能性の推定値、およびプロフィール主義該当の有無がいかなる規定要因によって予測されるか、そして、プロフィール主義の影響の構造を解明した。

最後に第 6 章では、第 5 章までの議論を踏まえ、改めて本研究の意義を総合的に考察した。第 1 節では、インターネット上の追跡可能性について「子どもの視点」から見た時、追跡明示効果説に基づく教示の妥当性に関していかなる知見が得られたのかを総括した。その上で、第 2 節では、筆者の取り組みが誤概念研究の領域においていかなる貢献をしたと考え得るか、第 3 節では新たに得た知見が第 2 章の学際的視点から見ていかなる社会的意義を持つと考え得るかを考察した。そして第 4 節では、「現在の情報環境において人々の追跡可能性に関する意識を調査するということが、現代人にとっていかなる「意味」を有するかを論じ、筆者の展望が示された。

審査会では、まず、問題の設定の仕方として、筆者の誤概念研究としての位置づけ、あるいは誤概念研究として位置づけることに対する意見が述べられた。審査員からは、誤概念は自身の経験に基づいて頑健化するものであり、誤概念

研究の本質としては、正しい知識を説明するメカニズムや説明の構造まで掘り下げられなければならないが、筆者の議論は、いかに説明するかという表面的な研究になっているといわれるとの指摘があった。また、筆者の研究を誤概念研究として評価しようとした場合、実践的には、子ども達のメンタルモデルを変更する必要があり、たんに言語的な教示では解決しないのではないかという指摘もあった。

これに対して筆者は、たしかに子ども達の思い出や経験によって形成される誤概念に対しては、プロフィール主義の存在を指摘しただけでは誤概念研究としての根拠が弱いと言わざるをえず、今後は説明構造そのものに注目していくつもりであるが、情報機器を扱う子ども達が急速に増大する現在の状況の下で、教育などの場面で、筆者の研究には社会的な要請が存在していると答えた。

また、審査員からは、筆者の研究成果は構造的な扱い方が必要であり、研究成果をカリキュラムとして示し、学校の現場や先生方に広げて実践的に検証すべきとの指摘があった。さらに、筆者の結論は小学校段階に焦点が当てられているが、中学校や高校、そして大学と接続するの可否を示すべきとも指摘された。他の審査員からも同様の意見が示された。

加えて、審査員から、筆者の先行研究のレビューの範囲が、「情報教育」に関する先行研究ではなく「教育の情報化」になっており、筆者の本論の範囲との齟齬が存在し、同時に、レビュー範囲を絞り込みすぎるので、今後は先行研究を俯瞰的に検討する視野の広さを持つようとのアドバイスがあった。

さらに、審査員から、子ども達に対する教示の内容が、非現実的なフィルタリングを理由とするよりも、現実在即して子ども達を保護する立場からの説明の方が、筆者の議論に合致し、子ども達にとってより説得力で効果的であるとの指摘があった。筆者は、自身の構想としては、今後、閲覧追跡も可能とするフィルタリングの開発が必要ではないかと考えていると答えた。

以上のような質疑応答を受けて審査した結果、残された課題は少なくないものの、「インターネット上では、悪いことをすればバレる」という一般社会では容認されている教示に対して「子どもの視点」から疑問の目を向けた問題意識は極めて今日的で優れており評価される。また、誤概念研究の考え方と手法に基づいて、追跡明示可能説の意味を学際的に検討し、小学生を対象とする調査に基づいて「匿名性の幻想」を検証するとともに、「プロフィール主義」を発見し、小学校から大学生までを対象とした調査を行っている点には研究の独自性が認められる。さらに、三角積木モデルの提唱と検証においても、研究の新規性は明白であり、総合的に見て、本論文には高い評価を加えることが出来き、筆者が十分な学識と研究・指導能力を有すると審査員全員一致して合意した。

よって本論文は博士(学際情報学)の学位請求論文として合格と認められる。